

外部評価結果報告書(令和5年度)

2023 年 月 日

〒 170-0004
所在地 東京都豊島区北大塚2-24-5 ステーションフロントタワー2F
評価機関名 株式会社 地域計画連合

認証評価機関番号 機構 02 - 002
電話番号 03-5974-2021
代表者氏名 江田 隆三 印

以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名・担当分野・評価者養成講習修了者番号	評価者氏名			担当分野	修了者番号
	①	姫野 亜紀		経営	H0201025
	②	齋藤 弘昭		福祉	H0401003
	③	平田 明		福祉	H1202041
	④	渡辺 亜矢子		経営	H1501001
	⑤				
	⑥				
福祉サービス種別	一時保護所				
評価対象事業所名称	さつき一時保護所				
事業所連絡先	〒	170-0013			
	所在地	豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル7F			
事業所代表者氏名	坂本 圭				
契約日	2023 年	7 月	28 日		
利用者調査票配付日(実施日)	2023 年	8 月	31 日		
利用者調査結果報告日	2023 年	10 月	30 日		
自己評価の調査票配付日	2023 年	8 月	31 日		
自己評価結果報告日	2023 年	10 月	30 日		
訪問調査日	2023 年	11 月	6 日		
評価合議日	2023 年	11 月	6 日		
コメント (利用者調査・事業評価の工夫点、補助者・専門家等の活用、第三者性確保のための措置などを記入)	・事前説明にあたっては、今回の外部評価の手法について、独自資料を用意した。 ・分析シートは記入のポイントを用意し、効果的、効率的に情報が整理できるよう工夫を行っている。 ・確認根拠資料は、訪問調査の概ね3週間前までに評価機関への提出を依頼し、訪問調査を実施し、当日は、事業所の課題や良い点を把握するためのヒアリングに重点を置いて実施している。 ・合議は、訪問調査終了後、同じ日のうちに、速やかに実施している。				

評価機関から上記及び別紙の評価結果を含む評価結果報告書を受け取りました。

年 月 日
事業者代表者氏名 印

1	理念・方針（関連 カテゴリー1 リーダーシップと意思決定）
	事業者が大切にしている考え（事業者の理念・ビジョン・使命など）のうち、特に重要なもの（上位5つ程度）を簡潔に記述（関連 カテゴリー1 リーダーシップと意思決定） 1)基本的な人権の保護・子どもの権利条約・子どもの最善の利益を守ります。 2)子どもの気持ちに寄り添い、傾聴を大切に、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めます。 3)子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握し、一人ひとりに合った支援を行います。 4)児童相談所の職員と情報交換、連携をし子どもをサポートします。 5)利用者・地域・働く者の3つの協同を大切にします。
2	期待する職員像（関連 カテゴリー5 職員と組織の能力向上）
	(1)職員に求めている人材像や役割 ・児童の人権を大切にする。 ・笑顔・優しい言葉遣い・傾聴力・受容力・受け流す力・つなぐ力
	(2)職員に期待すること(職員に持って欲しい使命感) ・子どもの権利を守る ・受容する、子どものペース(怒り)にのらない、冷静に判断できる力

調査対象

令和5年度8月31日の当該施設利用者を対象とした。

調査方法

アンケート方式(自記式)。調査員立会いのもと、本人が記入しその場で回収する方法とした。

利用者総数

5

	アンケート	聞き取り	無回答	計
回答者数	5	0	0	5
割合	100%	0%	0%	100%

利用者調査全体のコメント

総合満足度(とてもよい、ややよいを合計した割合)は、(40%、2人)となっている。

●各設問のうち、「はい」の比率が高かった上位は、以下の項目であった。

問8. 居室やホール・食堂・浴室・トイレ(共有スペース)は清潔ですか

問15. 「あなたが内緒にしたいこと」は保護所の中できちんと守られていますか

問18. 職員はあなたに対して、ていねいに接してくれますか

(各々 100%、5人)

利用者調査結果

共通評価項目	実数			
コメント	はい	どちらとも いえない	いいえ	無回答 非該当
1. 食事の時間が楽しいひとときになっているか (食事の時間は楽しみですか)	4	1	0	0
美味しいから。 ご飯は美味しいけど皆で食べるのが嫌。 といった意見があった。				
2. 食べられるものの広がり (食べたことがないものや嫌いなものでも、おいしく食べられるようになりましたか) ※完食指導をしていないため、全保護所で「いいえ」が多い項目です。	2	1	2	0
嫌いなものも挑戦するようになった。 といった意見があった。				

3. 学習の分かりやすさ (学習はわかりやすく楽しいですか)	2	2	1	0
分からなかったら分かりやすく教えてくれる。 といった意見があった。				
4. 規則正しい生活ができるようになったか (ここに来てから、規則正しい生活ができるようになりましたか)	3	2	0	0
大体出来ているけど、朝が起きれない。 といった意見があった。				
5. 保護所生活での楽しみ (保護所で楽しいと思う活動はありますか(体を動かすこと、創作活動、所外活動など))	4	1	0	0
お出掛け(社会科見学、買い物)、自由時間。 遊園地に行ったりしたのが楽しかった。 運動(一般的なスポーツ)が出来る時間が欲しい。 といった意見があった。				
6. 保護所の日課やルールについて、必要性が理解できたか (保護所の規則(決まりや約束ごと)についてどうして大切なのか理解していますか)	4	1	0	0
皆が快適に過ごす為。 時々分かっているのに破ることがある。 といった意見があった。				
7. 病気やけがの対応の信頼性 (身体の調子が良くないときやけがをしたときに、すぐに対応してもらいましたか)	3	1	1	0
そのような場面がない。 言わないでほっといて酷くなってから見てもらうことが多い。 といった意見があった。				
8. 施設内の清掃、整理整頓は行き届いているか (居室やホール、食堂・浴室・トイレ(共有スペース)は清潔ですか)	5	0	0	0
きれいだと思う。 毎日掃除をしてくれる。部屋は週に1回位。 といった意見があった。				

9. 子ども同士のトラブルに関する対応は信頼できるか(子供同士の関係調整) (子ども同士の関係がうまくいくように、(いやなことが起きないように)職員が 対応してくれますか(実際に聞いてもらえますか)	4	1	0	0
何かあった時には2人だけで話をしてくれる。 といった意見があった。				
10. 今後に向けた自分の状況や要望の聞き入れ (自分のこれまでのことや今後どうしたいかについて、職員に聞いてもらえて いますか)	4	1	0	0
前に聞いてもらったりした。 話したことはないし、話そうとも思わない。 といった意見があった。				
11. 児童の状況や要望を十分把握し、援助がなされている (職員はあなたが今後どうしたいかを聞いて、それが実現するように、一緒に考 えてくれたり、何らかの対応をしてくれると思いますか(実際にしてくれていますか)	4	1	0	0
社会科見学とかも連れて行ってくれた。 といった意見があった。				
12. 将来に向けた支援の成果 (【小学生以上】保護所の生活を通して、自分自身の気づきや成長につながっ た(できなかったことができるようになった)ことがありますか)	4	0	1	0
周りを見れるようになった。 自主勉強が出来るようになった。 といった意見があった。				
13. 自らの権利について、職員はわかりやすく教えてくれたか (あなたが、保護所でできることやしてもよいことについて職員はわかりやすく 教えてくれますか)	4	1	0	0
分かりやすかった。 最初だったからお互い探り合っていた。 といった意見があった。				
14. 子どもの気持ちを尊重した対応がされているか (不安(心配なこと)を感じたときに、職員は話を聞いてくれますか(実際に聞いて くれていますか)	4	1	0	0
2人で話を聞いてくれた。 多分。 といった意見があった。				

15. プライバシーは守られているか (「あなたが内緒にしたいこと」はきちんと守られていますか)	5	0	0	0
言わないでって言ったことは言わないで上手く言ってくれた。 といった意見があった。				
16. 児童の苦情申し出等への十分な対応 (困ったことなどがあつたとき、を担当の職員以外にも話せたり、伝えたりでき そうですか(実際に話せていますか))	4	1	0	0
自分の部屋でちょっとだけ話したりしている。 といった意見があった。				
17. 不満・要望への対応 (職員は、あなたの不満や要望(いやだなあとか、してほしいなあと思ったこと) について、一緒に考えてくれたり、何らかの対応をしてくれますか(実際 にしてくれていますか))	4	1	0	0
前に嫌なことを言ったら注意してくれた。 といった意見があった。				
18. 信頼できる職員か (職員はあなたに対して、ていねいに接してくれますか)	5	0	0	0
いっぱい話を聞いてくれたりしてくれる。 といった意見があった。				

Ⅰ. 組織マネジメント項目（カテゴリー１～５、７、８）

１. リーダーシップと意思決定

１ 事業所が目指していることの実現に向けて一丸となっている

評価項目 １－１－１		
一時保護所が目指している（理念・基本方針など）を明確化・周知している		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)を明示している
○	2	一時保護所が目指していること(理念・、基本方針など)、児童相談所で働く全ての職員の理解が深まるような取り組みをしている
○	3	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)について、児童の理解が深まるような取り組みをしている
○	4	重要な意思決定や判断に迷ったときに、一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)を思い起こすことができる取り組みを行っている(会議中に確認できるなど)
評価項目 １－１－２		
管理・監督職は自らの役割と責任を職員に対して表明し、保護所をリードしている		
○×欄	標準項目	
○	1	管理・監督職は自らの役割と責任を職員につたえている
○	2	管理・監督職は、自らの役割と責任に基づいて行動している

評価項目 1-1-3

重要な案件について、管理・監督職は実情を踏まえて意思決定し、その内容を関係者に周知している

○×欄	標準項目	
○	1	重要な案件を検討し、決定する手順があらかじめ決まっている
○	2	重要な意思決定に関し、その内容と決定経緯について職員に周知している
○	3	関係機関に対し、重要な案件に関する決定事項について、必要に応じてその内容と決定経緯を周知している。

カテゴリー 1 の講評

●開所に際し職員間で話し合い理念を決めた。掲示や個別面談で職員への周知に取り組んでいる

・当保護所の理念として「心地よい居場所」を掲げている。この理念は、開所に向けた準備期間に、6月当初に採用した職員たちと話し合って決めたものである。過酷な境遇に置かれてきた児童たちが入所する施設であることを鑑み、児童が少しでも前向きになり、笑顔で過ごせる場所となるよう職員全体で取り組んでいこうとしている。
 ・理念を決めた際には入職していなかった職員に対しては、施設長から理念について個別面談で伝えることで周知を図っている。事務室に理念を掲示し、職員がいつでも目にして確認できるようにしているほか、職員用のしおりにも明示している。
 ・一時保護所の目指すところを共有するため、厚生労働省の「はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック」を、入職する職員全員に配布している。

●児童相談所職員へは、当保護所の取組を伝えるお便りの作成を検討、児童へは日々の生活の中で理念を丁寧に伝えている

・当保護所の職員用のしおりに理念の記載はあるが、東京都の児童相談所職員に当保護所の目指すところや取組について定期的に伝えるには至っていない。法人が運営する別の一時保護所のように「お便り」を作り、活動の報告や児童の様子なども児童相談所に伝えていきたいと考えている。
 ・児童に対しては、生活の中でルールなどを説明する際に理念に関わることを話している。児童間でも職員に対しても、お互いの悪口は言わないようにしましょう、できるだけ皆でリビングで楽しく過ごしたいね、困ったことがあったら職員に話してほしいなどと伝えている。禁止事項がある時にはなぜダメなのか理由をしっかりと説明することを意識し、児童が納得できるよう努めている。児童に対して、約束したことはしっかり守ることを職員は意識している。次の生活の場への一時的なつながりの場であっても、ここで一人でも信用できる大人と出会えるよう、取り組んでいる。

●当保護所の理念やリーダーとしての役割は、引継ぎノートや面談などで職員に伝えている

・シフト勤務の職場であり、シフトにはどの時間帯にも必ず有資格者が入るように配置している。多様な働き方を認め合う法人の考え方を反映し、職員は常勤の他に非常勤職員も多数在籍しており、中には勤務日数や時間が少ない職員もいる。そうした多様な働き方の職員をチームとして機能できる職員集団にしていくための組織作りに向けて、取り組むべき課題も多いと認識している。
 ・施設長は、常に児童相談所と連絡が取れるよう当番シフトに入らない体制を整えたいと努めているが、難しいのが現状である。引継ぎノートや職員個別面談、また、児童支援の現場において施設長としての役割や責任を職員に伝えるよう取り組んでいる。
 ・重要な意思決定は当日その場にいる職員と施設長で情報共有して決定することが多く、決定内容は引継ぎノートで職員に周知を図っている。

カテゴリー 2 経営における社会的責任

サブカテゴリー1 福祉サービス従事者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいる

評価項目 2-1-1		
福祉サービスに従事する者として、守るべき法・規範・倫理等を周知している		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護に従事する者として守るべき法・規範・倫理を明示している
○	2	全職員に対して、守るべき法・規範・倫理などの理解が深まるように取り組んでいる
評価項目 2-1-2		
外部評価の結果公表、情報提供などにより、地域社会に対し、透明性の高い組織となっている		
○×欄	標準項目	
○	1	外部による評価の結果公表、情報開示などにより、開かれた組織となるように取り組んでいる
○	2	「児童相談所のしおり」や「みんなの力で防ごう 児童虐待」等のパンフレットを活用して、地域社会に一時保護所に関する情報を提供している

サブカテゴリー2 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている

評価項目 2-2-1		
事業所の機能や福祉の専門性を活かした取り組みがある		
○×欄	標準項目	
○	1	実習生の受け入れ態勢を整備している(担当者の配置、手引書の作成など)
評価項目 2-2-2		
ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にし、体制を確立している		
○×欄	標準項目	
○	1	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明示している
×	2	ボランティアの受け入れ態勢を整備している(担当者の配置、手引きの作成など)
×	3	ボランティアに対し、児童のプライバシーの尊重やその他の留意事項などを伝えている
×	4	日々の活動報告を受けたり意見交換会を実施したりするなど、職員とボランティアとの間で十分な意見交換がなされている

評価項目 2-2-3

地域の関係機関との連携を図っている

○×欄	標準項目	
○	1	関係機関との連携強化に加え、関係機関との会議やケース毎の情報交換などに、保護所職員が参画できる体制を整えている

カテゴリー 2 の講評

●守るべき法や規範、倫理はハンドブックや法人の研修等で職員の理解を深めるよう努めている

・一時保護所職員として守るべき法や規範、倫理を職員が十分に理解できるよう、厚生労働省の「はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック」を全職員に配布している。また、法人で実施の研修の機会を設け、職員の理解が深まるよう取り組んでいる。研修資料についても職員一人ひとりに配布している。
 ・ハンドブックは職員個々に配布し各自目を通すよう伝えているが、職員全体で読み合わせ、意識の共有化を図るところまでは至っておらず、今後の課題である。

●外部評価受審や自治会への参加で透明性確保に努め、実習生等の受入れ体制も整備していく予定である

・当保護所の活動の透明性を確保するための取組の1つとして、今年度外部評価を受審しており、結果を東京都のホームページで公表することとなっている。また、地域の自治会の理事会に参加し、当保護所のことを情報提供している。
 ・開所から2か月と間もないこともあり、現時点での実習生やボランティアの受入れ実績はない。受入れ体制もまだ整備できていないが、受入れに際してのオリエンテーション資料や個人情報保護等に関する同意書の様式などは、法人にひな形があるため、それらを参照しながら今後体制を整えていく予定である。

●近隣の児童養護施設の協力を得て、児童の運動場所や職員の研修機会を得ている

・近隣の児童養護施設と協力関係を構築し、当該施設の運動場所を借りて入所児童が運動をすることができるようになった。また、当該施設主催の研修に誘ってもらい職員が参加し、学びの機会を得ている。
 ・児童が地域社会とつながる機会となるよう、外出機会をできるだけ多く設けるようにしている。朝の散歩や、近隣のごみ拾いなどの活動にも取り組み、また、商店へ買い物に出かけたりする中で地域の方々と挨拶を交わすなどの機会を持てるようにしている。
 ・入所児童の担当の児童相談所とは、入所児童に関する情報交換は行っている。

カテゴリー 3 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用

サブカテゴリー1 利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用している

評価項目 3-1-1		
児童の意向（意見・要望・苦情）を多様な方法で把握し、迅速に対応している		
○×欄	標準項目	
○	1	児童一人ひとりの意見・要望・苦情に対する解決に取り組んでいる
○	2	担当児童相談所（相談部門）と連携し、児童が職員以外の外部に訴えや相談できることを、わかりやすく説明している
○	3	必要な時は、担当の児童福祉司に相談できることを児童に伝えている
○	4	日頃の声掛けなどを通して、児童の要望や苦情を把握している
評価項目 3-1-2		
児童の意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	児童へのアンケート等、一時保護所側からの働きかけにより意見や要望を把握することに取り組んでいる
○	2	把握した児童の意見や要望を整理し、児童から見た一時保護所の現状や問題を把握している
○	3	児童の意見や要望をサービス向上につなげることに取り組んでいる
評価項目 3-1-3		
地域・事業環境に関する情報を収集し、状況を把握・分析している		
○×欄	標準項目	
○	1	福祉事業全体の動向を保護所内で共有し、適宜、意見交換などをして理解を深め、一時保護所運営の参考になるようにしている
カテゴリー 3 の講評		
●児童との話し合いをこまめに持ち、相談できない児童へは声を掛け意向の把握に努めている ・児童の意向を把握するため、定期的に面談を実施している。また、東京都直営の一時保護所と同様に、困りごと相談用紙の説明や意見箱の設置、また、担当の児童福祉司に相談ができることを児童に伝えている。児童は毎日、日記を書いており、その中から児童の要望や気持ちを把握することもできている。 ・毎月1回弁護士資格を持つ第三者委員が来所し、児童の気持ちや意見を聞き取っている。聞き取った内容のうち生活に関する事項については、改善につなげている。ケースワークに係る事項は担当の児童福祉司に伝えている。 ・要望や相談事がある場合には、率直に話してくれる児童が多いと認識している。自分から相談できない児童に対しては、職員から声掛けをして話をするきっかけを作っている。 ・児童同士が意見交換しながら、生活のルールや決まりを決めていく「子ども会議」を実施しているが、定期開催とはなっていない。入所児童数が少ないため、職員との個々のやり取りや話し合いはこまめに行われている。今後、「子ども会議」の定例化を図っていきたいと考えている。		
●生活の中で、児童と話し合い一緒に考えながら決めるなど柔軟に対応している ・生活の中で児童と話しながら決めていくことも多い。工作の時間には何をしようか、遠足はどこに行きたいか、買い物に行ったら何をかうか、など児童の意見を踏まえながら決めている。 ・児童から意見や要望があった場合は、引継ぎ時や団会議（職員会議）の場などで職員間で共有し、対応を検討、実現に繋げている。 ・小規模の利点を活かし、児童の状況を見ながら児童と一緒に考え、決めるなど柔軟な対応をしている。		
●法人及び3保護所で連携し、事業環境に関する情報の共有に努めている ・東京都内で一時保護所を受託する3保護所では、月に1回の施設長会議を定めており、事業運営に関する東京都の方針、現場の課題や対応策などの情報を共有している。 ・東京都とは、主に統括施設長を窓口として緊密に連携をとり、東京都立の一時保護所の取組など、参考事例や情報を得て円滑な運営につなげている。 ・内容によっては、法人本部の団会議の場で報告して意見を求め、法人及び3つの保護所が連携して、新しい事業の対応に取り組んでいる。施設長会議や、団会議からの貴重な情報は、施設長を介して、現場職員にも伝えている。		

カテゴリー 4 計画の策定と着実な実行

サブカテゴリー 1 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる

評価項目 4-1-1		
取り組み期間に応じた課題・計画を策定（協力）している		
○×欄	標準項目	
×	1	中・長期計画の策定に、保護所の理念や実態が適切に反映されるよう、適宜必要な意見を伝えている
×	2	中・長期計画を踏まえ、年度単位で事業計画や組織目標を策定している
○	3	短期の活動・行事等についても、計画的（担当者・スケジュールの策定など）に取り組んでいる
評価項目 4-1-2		
多角的な視点から課題を把握し、計画を策定している		
○×欄	標準項目	
○	1	課題の明確化、計画策定の時期や手順があらかじめ決まっている（全体会での次年度計画の検討など）
○	2	課題の明確化、計画の策定に当たり、現場の意向を反映できるようにしている（会議での次年度計画の検討など）
○	3	計画は、サービスの現状（児童の意向・地域の福祉ニーズや事業環境など）を踏まえて策定している
○	4	計画は想定されるリスク（児童への影響、職員への業務負担、必要経費の増大など）を踏まえて策定している
評価項目 4-1-3		
着実な計画の実行に取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	計画推進の方法（体制、職員の役割や活動内容など）を明示している
○	2	計画推進に当たり、より高い成果が得られるように一時保護所内外の先進事例・困難事例を参考にするなどの取り組みを行っている
○	3	計画推進にあたり、目指す目標と達成度合いを測る指標を明示している
○	4	計画推進に当たり、進捗状況を確認し（半月・月単位など）、必要に応じて見直しをしながら取り組んでいる

サブカテゴリー2 利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる

評価項目 4-2-1		
児童の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	児童の安全の確保・向上を図るため、関係機関との連携や所内の役割分担を明示している
○	2	事故、感染症、侵入、災害などの事例や情報を組織として収集し、職員間で共有し、予防策を講じている
○	3	事故、感染症、侵入、災害などの発生時でもサービス提供が継続できるよう、職員、児童、関係機関などに具体的な活動内容が伝わっている
○	4	事故、感染症、侵入などの被害が発生したときは、要因を分析し、再発防止に取り組んでいる
カテゴリー4の講評		
●事業受託にあたり年度の事業計画を作成しているが、中・長期的な内容の記載については区別して完成をさせたい ・事業計画書は、受託開始に向けて法人として作成し、職員全員に配布している。内容には、職員配置、事業の目標、当保護所の理念、年間行事計画、児童支援の計画、人材育成の計画、衛生管理、危機管理、関係機関との連携、などを示し、中・長期的な内容も含まれている。 ・当保護所は、地域自治会との縁で、一戸建て二世帯住宅用住宅を活用しており、その特性を活かしたアットホームな雰囲気作りと、積極的な外出機会を作り、児童の生活リズムを整えていく運営方針を、事業計画に謳っている。 ・保護所事業の受託が単年度契約であり中期的見通しが立てにくい背景もあるが、事業計画に含まれる中・長期的な内容の記載については、一定の時期に、年度の事業計画と区分して中・長期計画として完成させたい。今後を期待される民間の事業主体の積極的な姿勢を期待したい。		
●年間を通した業務の柱と役割の整理を行い、事業計画を軸にした定期的な評価や検証が定着していくことを期待したい ・事業計画は、保護所の事業運営を年度周期で進捗を確認していく役割を持つが、当保護所での進捗確認の仕組み化や取組の定着は今後の課題としている。 ・現状は、シフトで1日を確実に送りながら、業務の流れを作っている段階にあり、事務分担表や組織図で、業務や役割が見える化しながら、目指す形とのすり合わせを行っている。今後、年間を通して押さえるべき体系的な業務の柱と役割の整理につなげてほしい。 ・その上で、事業計画や方針に沿った運営ができているかを振り返るため、今後、定期的な評価や検証が定着していくことを期待したい。		
●ヒヤリハットの作成は、独立した記録で迅速な把握と情報の集約を行うことが課題であると認識している ・事業計画の位置づけでは、緊急事態に備え、近隣の駐在所をはじめ、消防署・病院等関係機関との連携や調整を行い、緊急事態が発生した場合の手立てや迅速な協力体制が得られるよう努めるとしている。また、近隣自治会との普段からの交流も重視している。 ・事故報告(重大事故)やヒヤリハット軽傷事故の情報共有は、法人で整えた様式をベースに仕組みを整え、発生した場合は、施設内、東京都所管課、法人安全衛生委員会と共有し、報告を行う仕組みとしている。 ・当保護所内のヒヤリハットの作成は、業務日誌に併記しているため、独立した記録で迅速な把握と情報の集約を行うことが課題であると認識している。 ・当該法人運営の他の保護所と同様、法人の安全衛生委員会によるリスクマネジメント研修を職員が受講し、緊急時対応マニュアル、危機管理マニュアルの整備と合わせて、非常時の対応に備えている。		

カテゴリー 5 職員と組織の能力向上

サブカテゴリー1 一時保護所が目指している運営・サービスを実現する人材の確保・育成に取り組んでいる

評価項目 5-1-1		
一時保護所にとって必要な人材構成にしている		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所の理念・実態を踏まえ、必要な人材像や数を明確にし、適材適所の配置ができるように取り組んでいる(働きかけている)
評価項目 5-1-2		
職員の質の向上に取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	職員一人ひとりの能力向上に関する希望を把握している
×	2	一時保護所の人材育成計画と職員一人ひとりの意向に基づき、策定された個人別の育成(研修)計画や各職員の業務の遂行状況等を踏まえ、職員育成に必要な支援をしている
○	3	職員の研修成果を確認し(研修時、研修直後、研修数か月後など)、研修が本人の育成に役立ったかを確認している

サブカテゴリー2 職員一人ひとりと組織力の発揮に取り組んでいる

評価項目 5-2-1		
職員一人ひとりの主体的な判断・行動と組織としての学びに取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	職員の判断で実施可能な範囲と、それを超えた場合の対応方法を明示している
○	2	職員一人ひとりの日頃の気づきや工夫について、互いに学ぶことに取り組んでいる
○	3	職員一人ひとりの研修成果を、レポートや発表等で共有化に取り組んでいる

評価項目 5 - 2 - 2

職員のやる気向上に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
×	1	一時保護所の特性を踏まえ、職員の育成・評価などが連動した人材マネジメントを行っている
○	2	就業状況(勤務時間や休暇取得、疲労、ストレスなど)を把握し、改善に取り組んでいる
○	3	職員の意識を把握し、やる気と働きがいの向上に取り組んでいる
○	4	福利厚生制度の充実に取り組んでいる

カテゴリー 5 の講評

●個別面談及び毎月の職員会議において、職員個別の状況把握を行っている

・「さつき保護所 個人面談シート」を用いて、職員の個別面談を行っている。面談シートにおいて、働き始めてからの学びや成長や課題、仲間について個人または職員集団として感じていること、などを把握している。
 ・その中から、児童への対応についての困り事などを把握し、必要に応じて、法人の上職に相談をしながら、職員の指導、育成につなげようとしている。
 ・現在は、定例開催が難しい状況ではあるが、職員会議の場で、職員の健康状態、二次的トラウマストレス、精神的な状態などを把握し、職員のメンタル面のケアや、必要となる支援について、チームワークを高め合う取組の動画などを配信している。
 ・職員一人ひとりの育成の目的、計画を、組織的にすり合わせ、共有するための個人別育成計画の作成は、今後の取組を期待する。

●職員の育成の取組や達成度合いを確認する仕組みの構築は途上であり、今後の課題と認識している

・「はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック」を全員に配布し、業務の基本としている。東京都の主催する研修も、情報提供を受けたものは、参加を促している。
 ・職員育成のためには、勤務調整による研修参加や資格取得の支援が不十分と認識しており、法人の3保護所での共通の課題として、長期的に専門職ごとにキャリアアップの段階を示し、人材マネジメントを確立したいと考えている。
 ・計画に挙げて実施した組織としての研修は、2日にわたる危機管理研修、人権擁護・虐待防止の研修を年1回以上、東京都児童相談所心理担当課長による事例検討などがある。なお、職員の育成の取組や達成度合いを確認する仕組みの構築は途上であり、研修結果の共有や、非常勤職員の研修機会は今後の課題と認識している。

●24時間365日稼働の中で、シフトも複雑な保護所として、方針の周知や情報共有の方法について更なる対応の改善を期待したい

・管理的になりすぎず児童を尊重していくという方針に対し、職員からは判断の仕方が難しい、より明確にならないか、との意見が散見されている。
 ・24時間365日稼働の中、法人として多様な働き方を重視する中で、勤務時間が多様化し、従事する職員数も一定数いることから、一堂に会しての情報共有や方針の徹底には厳しい面が見られており、その課題は事業所も認識している。
 ・引継ぎノートや個別記録に分散した重要な課題や情報を集約して職員と共有するため、事務室に情報をチェックするバインダーを設け、確認を促すなど工夫を始めているが、今後、法人とも連携し、対応方針が職員に落とし込めるために、SNSやシステムの活用も検討してほしい。

カテゴリー 7 情報の保護・共有

サブカテゴリー 1 情報の保護・共有に取り組んでいる

評価項目 7-1-1		
一時保護所が蓄積している経営に関する情報の保護・共有に取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	情報の重要性や機密性を踏まえ、アクセス制限を設定している
○	2	収集した情報は、必要な人が必要なときに活用できるように整理・保管している
○	3	保管している情報の状況を把握し、使いやすいように更新している
評価項目 7-1-2		
個人情報とは、「個人情報保護法」の趣旨を踏まえて保護・共有している		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所で扱っている個人情報の利用目的を明示している
○	2	個人情報の保護に関する規定を明示している
○	3	開示請求に対する対応方法を明示している
○	4	個人情報の保護について職員(実習生やボランティアを含む)が理解し行動できるための取り組みを行っている
カテゴリー 7 の講評		
●事業計画には、個人情報の取扱いについて一項目を割き、法人の個人情報保護規定、ISO27001に準拠した対応方針を明らかにしている ・個人情報保護への組織的対策として、個人情報保護法を元に、法人の個人情報保護規定、ISO27001に準拠した管理システムを構築し、指導監督体制、職員教育、情報セキュリティ対策を講じている。 ・児童相談所から入手した情報については、当該児童の退所に際し、全て返却するよう徹底し、必要最低限の情報の取扱いとなるよう対応している。 ・一方、個人情報の取扱いについても、ヒヤリハットの対象として状況を把握しており、結果を踏まえて、適宜研修や確認を行い、全職員で対応方法を徹底したいと考えている。		

II サービス提供のプロセス項目（カテゴリー 6－1～3、6－5～6）

サブカテゴリー1 サービス情報の提供

評価項目 6－1－1		
児童相談所(相談部門)に対して一時保護所の情報を提供している		
○×欄	標準項目	
	1	＜児相センターの保護所のみ役割＞効率よく保護ができるよう、児童一人ひとりの入所期間や各保護所の入所状況を把握し、児童相談所(相談部門)に情報提供している
○	2	担当児童福祉司が児童や保護者に一時保護所の生活について、説明できるよう、パンフレットなど必要な情報を児童相談所(相談部門)へ提供している
サブカテゴリー 1 の講評		
●一時保護所のパンフレットを作成し、児童相談所など関係機関に対して情報発信を行っている		
・事業所のパンフレット「さつき一時保護所のしおり」を用意して、児童相談所などに配布している。 ・しおりは、「権利と生活」、「どのくらい、いることになるかな?」、「1日の日課」、「一時保護所ってなあに?」、「安心・安全な生活をするため」などの項目に分かれ、児童が理解しやすい言葉で紹介している。 ・民間委託により運営している一時保護事業所として、業務内容を発信していきたいと考えている。また、法人で受託している他の一時保護所で発行している「通信」などを参考にし、独自の情報発信についても順次検討していきたいと考えている。		

サブカテゴリー 2 サービスの開始・終了時の対応

評価項目 6-2-1

一時保護所入所にあたり児童に説明し、理解を得ている

○×欄	標準項目	
○	1	児童が保護所での生活を理解できるように、基本ルール・重要な事項等を説明している（生活目標等との関わりから話す、児童が分かる表現を用いるなど）
○	2	担当児童福祉司と連携し、入所にあたり、入所理由や保護所での生活目標を児童と一緒に確認し、一時保護所での生活について動機づけを行い、児童の理解を得ている

評価項目 6-2-2

一時保護所入所及び退所の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	一時保護の開始時に、児童の支援に必要な個別事情や要望を決められた書式に記録し、把握している
○	2	入所（一時保護）直後には、児童の不安やストレスが軽減されるように支援を行っている
○	3	入所前の生活を踏まえ、退所後の生活を見据えた支援をしている
○	4	退所時には、担当児童相談所と連携し、児童や保護者の不安の軽減、及び支援の継続性に配慮した支援をしている

サブカテゴリー 2 の講評

●入所受入れに際しては、児童の個別特性を把握するなど、事前情報を丁寧にアセスメントしている

・当保護所に入所する児童は、入所前に東京都の一時保護所等で生活するなど観察期間が用意されている。観察期間は児童の状況により変わり、緊急性並びに個別事情により、十分なアセスメントが実施できない場合もある。
 ・入所前に「連絡票」、「児童票」、その他「観察記録」などを読み込み、入所の準備を進めている。一方、入所児童の洋服や靴、その他生活用品を準備するには時間がかかるため、できるだけ早めに情報を集める必要がある。
 ・入所時は、担当の児童福祉司に連れられて児童が来所し、インテーク面接を行う。受入れは、施設長及び必要に応じて看護師や職員が同席している。
 ・開所当初は、東京都直営の一時保護所にて児童のアセスメントを行っていたが、順次、直接当保護所への入所とその後のアセスメントの実施、となっていくことが想定される。したがって、今後は当保護所にて丁寧なアセスメントを実施し、必要な情報を収集していくことが重要になってくると思われる。

●保護所理念を児童に伝え、ルールを守り仲良く生活する場所であることを丁寧に説明している

・インテーク面接では、入所の「しおり」を使い、一時保護所生活の案内及び生活のルールを伝えている。その際に、当保護所の理念「心地よい場所」になることを目指していること、「他の児童と仲良く生活する」場所だと話している。
 ・また、生活をする上で「配慮してほしいこと」を聞き取るほか、アレルギーや服薬などの情報を確認している。
 ・面談の後、一時保護所内を案内し、生活の仕方を説明している。その他、他の児童との関係を築くために、一緒に散歩や買い物に出かけるようにしている。外出の中で、他の児童との関係の取り方を観察することや、入所児童のこだわりを確認することで、当面の支援方針を立てるようにしている。
 ・また、入所記録の整理が必要である。入所後の支援に活かすためにもインテーク面接で確認した項目を整理し、初回アセスメントとしての評価記録を作成することが求められる。

●担当の児童福祉司との連携を図り、退所に関する説明を丁寧に行うことで児童の不安軽減に努めている

・退所する児童への個別支援方法を担当の児童福祉司に確認し、個別方針に沿った支援をしている。
 ・児童に伝えるタイミングや方法は、担当児童福祉司との連携を図り個別事情を勘案して実施している。他の児童への説明を積極的には行っていないが、児童が不安にならないような配慮を行い、当日の朝、事実を伝えている。
 ・退所先への情報提供は、入所期間中にアセスメントした情報をまとめた書類を作成している。
 ・児童養護施設などへの退所はまだない。今後、施設生活の様子や施設の特性など、養護施設の生活について児童に紹介したいと考えている。

サブカテゴリー 3 個別状況に応じた計画策定・記録

評価項目 6-3-1

定められた手順に従って行動観察(アセスメント)を行い、児童の課題を個別の援助の場面ごとに明示している

○×欄	評価項目	
○	1	児童の心身状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって記録し把握している
○	2	児童の一人ひとりのニーズや課題を明示する手続きを定め、記録している
○	3	行動観察(アセスメント)を定期的に見直すための手順を定めている
○	4	主訴をふまえた行動観察の方針に基づいて、適切に行動観察を行っている

評価項目 6-3-2

児童や保護者の入所前の生活、児童の意向、児童相談所(相談部門)との協議内容を踏まえ、主訴をふまえた行動観察の方針を策定している

○×欄	標準項目	
○	1	主訴をふまえた行動観察の方針は、担当児童福祉司の援助方針及び児童の希望を尊重して作成、見直しをしている
○	2	主訴をふまえた行動観察の方針を、児童にわかりやすく説明し、同意を得るようにしている
○	3	主訴をふまえた行動観察の方針は、緊急に見直しをする場合も含めて見直しの時期・手順等の基準・しくみを定め、たうえで、必要に応じて見直している

評価項目 6-3-3

児童に関する記録が行われ、管理体制を確立している

○×欄	標準項目	
○	1	児童一人ひとりに関する情報を過不足なく記録するしくみがある
○	2	主訴をふまえた行動観察の方針に沿った具体的な支援内容と、その結果、児童の状況がどのように推移したのかについて具体的に記録している

評価項目 6－3－4

児童の状況等に関する情報を職員間で共有している

○×欄	標準項目	
○	1	主訴をふまえた行動観察の方針の内容や個人の記録を、援助を担当する職員全てが共有し、活用している
○	2	申し送り・引継ぎ等により、児童に変化があった場合の情報を職員間で共有している

サブカテゴリー 3 の講評

●連絡ノートを最大限に活用することで、児童の様子を詳細に確認する仕組みを作っている

・入所期間中のアセスメントは包括的に行い、記録についても職員が気がついた内容をできるだけ具体的に記載することを進めている。
 ・現在、新しい事業所として記録の取り方、どのようなアセスメントを行うかなどが課題だと認識している。現状では、児童との対応の記録、日常生活の観察記録を充実させることを目指している。
 ・特に、引継ぎの記録は重要だと認識し、支援手順及び対応方法を詳細に記載することで、職員間の情報共有のツールとして活用している。更に、引継ぎノートには、支援実践の中で気になった項目を記すようにしており、連絡ノートが職員のコミュニケーションの場になっている様子が見られた。

●児童のアセスメントについて更なる充実を図る予定をしており、より効果的な支援実践が期待される

・主訴を踏まえた行動観察の方針を立てるという支援に関しては、まず、入所児童の主訴を確認し、主訴がどのような意味を持ち、どのような支援を行うことが期待されているかを学習したいと考えている。
 ・保護期間における観察方針についても、どのようなポイントでアセスメントを行うか、アセスメントの視点をどのように持つことが良いかなど、一時保護所におけるアセスメントの意味を学ぶ必要があると認識している。
 ・現状は、担当の児童福祉司との連携を図る中で、支援方針をすり合わせ、個別方針を確認している。
 ・法人として、アセスメント力の充実に取り組みたいと考えており、必要な研修や仕組みを作る予定がある。

●一時保護所に求められる支援の仕組みを構築したいと考え、現在、計画的に取り組んでいる

・主訴を意識した記録作成及び主訴に対応した記録システムを持っていない。
 ・また、行動観察の方針及び児童への説明を行う手順やマニュアルは現在作成していない。
 ・行動観察の方針を変更する基準及び見直しの手順は作成されていない。
 ・児童の個別の支援方針及び行動観察の方針に基づいた支援を行うための仕組みの構築が課題である。具体的には、①課題分析アセスメントの実施、②アセスメントに基づいた個々の児童への支援方針の作成、③支援方針の児童への説明、④行動観察の変更及び見直し基準の作成、そして、⑤一連の支援実践を記録する仕組み、が想定される。
 ・こうした仕組みの構築を速やかに進めてほしい。その運用・実践により、個々の児童の安定に向けた支援、児童がより良い関係を構築できるための支援につなげることが可能となると考える。速やかな展開を期待したい。

サブカテゴリー 4 サービスの実施

評価項目 6-4-1

個別の主訴をふまえた行動観察の方針に基づいて、落ち着いた生活が営めるよう支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	一人ひとりの児童の保護目的や一時保護中の援助方針に応じた支援を行っている
○	2	児童一人ひとりに合った方法で、児童と職員の信頼関係を構築するために受容的、支持的な関わりをしている
○	3	児童一人ひとりの自立に向けて、担当児童相談所と連携を取って、支援を行っている
○	4	退所後の生活（家庭復帰、転居を伴う引き取り、施設入所、里親委託など）の開始に向けて、新生活（家庭、学校、友人など）のイメージ作りや目標設定など、個々の児童に合わせて必要な援助をしている

評価項目 1 の講評

●児童の支援方針を全職員で共有できる具体的な取組が必要である

・児童への支援は、主訴及び児童票、また担当の児童福祉司の援助方針を確認して実施している。
 ・一方、「安心、安定的な生活を送る」など包括的な方針を作成することや、個別の事情に対応するための支援方針を確認することに留まり、一人ひとりの個別方針を職員間で協議し決定するシステムにはなっていない。
 ・また、専門資格や専門研修を受けている職員が少なく、リーダー的な職員が運営を担っている面が見られた。
 ・児童の支援方針を全職員が共有するためには、書面だけでなく、会議の開催やその他の工夫が必要である。職員全体のスキルアップ及び情報共有ができる仕組みを作ることが必要である。

●多様な支援を実践しているという当保護所の特徴を「力」として活用することを期待する

・一軒家を活用した一時保護所であり、児童の安全や安心を保障するためには、いつでも複数の職員が児童を見守る体制を敷いている。
 ・夜勤を要する専門性の高い職場という特性もあり、厳しい人員体制で運営されており、非常勤を含め、多様な勤務形態の職員が支援に当たっている。
 ・職員の人数も多いことがプラスに働くこともあるが、少人数の一時保護所という特性を考えた場合、安定した信頼関係を構築するためには一定数の職員との関係構築が望ましいと感じる。
 ・今回の利用者調査及び職員調査でも、職員により「支援の違い」があることが課題として浮かび上がっている。現状の職員体制の「力」と「課題」を丁寧に分析し、課題をプラスに変える取組を期待する。

●職員の役割及び責任を明確にし、児童支援システムを構築することが期待される

・現在、入所児童の個別担当制を実施しておらず、入所児童は施設長が全て責任を持ち管理する仕組みになっている。
 ・児童のアセスメントや記録は、夜勤、日勤、遅番などのそれぞれの勤務時間の職員が、その業務時間に応じて行っている。
 ・児童との個別面談や個別支援は、必要を感じた職員が施設長に申し出、実施している。
 ・開設初期という事情もあるが、組織としての職員の力を最大限に活用することが必要であり、職員の役割分担、業務分掌、専門的アプローチなど、きめ細かい児童支援システムを構築することが望まれる。

評価項目 6-4-2

児童相談所(相談部門)と連携し、家族等との関係構築に向けて取り組みを行っている

○×欄	標準項目	
○	1	児童の状況、意向・希望を把握し、家族関係の調整に向け、担当児童福祉司に伝えている

評価項目 2 の講評

●担当の児童福祉司との連携は重要であると認識し、積極的に調整及び連絡に努めている

・一時保護所は相談部門との連携が重要であり、担当の児童福祉司は、一時保護所の生活現場と児童相談所をつなぐ役割を担っている。児童の様子及び最新情報を担当の児童福祉司に伝えることは、家庭調整にも重要な意味を持つ。また、児童の不安に応じるためにも、家族の情報をタイムリーに児童に伝えるなど、相互関係の調整に取り組んでいる。

・担当の児童福祉司に入所児童の動向及び心情を伝えることは重要であり、児童の希望に添い、タイムリーにまた児童から直接話ができる機会を作るようにしている。また、担当の児童福祉司との連携が難しい場合には児童の安定に大きな支障が生じることから、積極的な働きかけを行っている。

評価項目 6-4-3

児童の状況に応じて、個別・集団により指導している

○×欄	標準項目	
○	1	児童同士が一緒には過ごしていても、互いに深く干渉したり、良くない関係が生じることのないよう援助している
○	2	問題行動や情緒の不安定化を未然に防ぎよう、児童に注意を払っている
○	3	集団指導の重要性を踏まえ、集団指導のポイントを理解している
○	4	個別指導については、保健所のルールに基づくとともに、児童の行動の背景を理解した上で、個々に対応している

評価項目 3 の講評

●小規模ケアを活かすために就寝時以外はみんなで過ごすことを基本としている

・小規模ケアを前提とした入所定員による体制を活かすため、就寝時以外はみんなと過ごすことを基本としている。

・入所までの様々な成育歴や環境の中で培ってきた児童ごとのコミュニケーション力や集団化での自律を、児童自身が一時保護所での集団活動の中で見直す時間となることを期待している。

・職員は集団活動の中で、児童ごとのコミュニケーション力や社会性、自律の力などを観察している。その内容や変化に基づいて、児童個々に必要なサポートを検討している。児童の自立に向けて、児童が周囲とのつながり方を学び、相手と自身を守ることができるようにサポートしたいと考えて取り組んでいる。

●集団活動の中で個別の状況を把握しながら必要に応じて対応している

・集団活動であっても一律の対応ではなく、個々の状況を把握しながら個別に対応している。

・毎日の「朝の会」や「夜の会」では、その日の予定や振り返りを行うほか、保護所から児童への連絡事項を伝えている。その際に、他の児童と共有して話すべき児童間での出来事について話し合う機会にもしている。個室に一人で寝るのが不安な児童について他の児童に相談した際、立候補して一緒に就寝してくれた児童がいた。

・集団で過ごす時間に児童がストレスを感じた際には、個別に対応している。食事や学習の時間に他の児童の視線が気にならないように、座席や職員の位置を工夫して対応している。

●小規模ケアの中で集団を通した個別対応だけではなく、個々の生活作りに基づいた取組が期待される

・個別対応を集団活動の中で行っているため、一日の中で個別に対応する時間はあえて設けていない。ただし、情緒が不安定になるなど児童の状況によっては、集団から離れて職員が一对一で個別に対応している。

・学習時間は、退所後の学校生活への速やかな移行に備えた取組として児童にも伝えている。学習内容は個々に異なるが、学習する雰囲気作りを心掛けている。

・利用者調査では、自由時間に居室に一人でいることを選べるようにしてほしいという意見が見られた。自由時間であっても場所を制限されていることの児童にとっての意味を、児童自身が納得できていない状況がうかがえる。事業計画で掲げる「心地よい居場所」と児童自身が感じられるように、職員側の都合ではなく個々の児童を主体とした生活作りが期待される。

評価項目 6 - 4 - 4

児童の自立に向けて、さまざまな日常生活上の支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	基本的な生活習慣や生活知識・技術(食事マナー、言葉遣い、服装、家事等)を児童の状況・年齢に応じて身に付けられるよう支援している
○	2	児童のコミュニケーション力(人間関係構築力)が向上するよう支援を行っている
○	3	行事やスポーツ・文化活動を通じて、児童の心身を育成し、達成感、協調性、責任感、忍耐力等を養えるよう支援を行っている
○	4	子どもの状況に応じて、自立することについて児童の理解が深まるよう経済観念も含め、現実的な課題などについてわかりやすく説明している

評価項目 4 の講評

●児童が自身の生活や身の管理に取り組むことができる環境と仕組みをもっている

- ・児童ごとに個室が提供されている。室内に置かれたベッドとカラーボックスの整理整頓は、児童が行っている。
- ・生活リズムを整えるために集団で統一した日課に基づいて活動しているが、通学の有無やその日の気分など児童ごとの都合や意向に応じながら柔軟に運用している。
- ・三食の時間を、生活リズム作りの柱と考えている。朝昼夕の食事時間それぞれにある程度の幅を持たせており、その日の児童の都合や体調によって柔軟に対応している。児童は自身の食事を配膳・下膳している。
- ・普段着と外出着は分けている。外出する際に使用できる個別のキャップやサングラスを常に玄関に用意しておくなど、おしやれを通した身だしなみへの意識作りに取り組んでいる。

●日常の中で一時保護所の立地や職員の強みを活かしながら児童のコミュニケーション力や社会性の育成に取り組んでいる

- ・毎日、朝食前に近隣の公園などを散策している。日中にも、おやつや食材の買い出しなどで近くにある商店街に出掛けるなどしている。その際に顔見知りになった近隣住民や店員と挨拶したり、交流する機会を得ている。また、他の児童や職員と一緒に出掛ける中で、自分との違いや関わり方を感じながら人間関係のはかり方やコミュニケーションの方法について体得する機会になっている。
- ・当保護所内では、複数の人数で楽しむことができるボードゲームを用意している。決められたルールを守りながら、思い通りにならない展開の中でも工夫して目標へ向かう疑似体験のツールとして活用している。
- ・職員の個人的なつながりから格闘技団体に招かれた際には、公共の交通機関を使用して一般公演の試合を観戦した。

●児童が将来、自立して生活していく一助となるよう、家庭的な生活体験を提供している

- ・三食や手づくりおやつの調理は共有スペースに隣接したオープンキッチンで行っている。児童が職員の調理風景に視覚・嗅覚・聴覚で触れたり、作っている料理について児童と会話しながら提供するなど、食を生活の中で身近に感じることができる環境である。年間の行事計画において料理教室やお菓子づくりを予定するなど、食の自立へ向けた取組を考えている。
- ・通学支援を利用する児童は、通学にかかる日々の交通費や食費などを職員と確認しながら管理している。通学途中で困った際(体調不良や財布の紛失など)の対処についても、あらかじめ考えて個別に決めている。
- ・イベントや買い出しで外出した際には、切符や商品を児童自身が値段を確認して支払う機会をつくっている。

評価項目 6－4－5

児童の自主性を尊重し、一時保護所での生活が快適になるよう支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	年齢や背景が異なる児童であっても、お互いに安心して生活できるよう、部屋割りや日課を工夫し、安全性や快適性に配慮したものとなっている
○	2	日常生活の過ごし方は、児童の状況・年齢等に応じて工夫している
○	3	行事やイベントの企画・準備を、児童と一緒にしている
○	4	日常生活において、児童が自主性を発揮できるよう支援を行っている
○	5	一時保護所の生活ルールは児童の意見も参考にしながら職員が随時検討し、見直しを行っている

評価項目 5 の講評

●児童が居心地よく生活できるように、部屋割りや日課の運用を工夫している

・全ての児童に個室を提供している。戸建て住宅ならではの落ち着いた環境を活かし、3つあるフロアごとに2室ずつ配置している。畳敷きの和室もあり、単独で寝ることが不安な児童が他の児童と一緒に寝る際に使用するなど、児童の要望や必要に応じて部屋割りを行っている。
 ・日課の中で朝昼晩の食事時間は決めているが、ある程度の幅を持たせている。体調やその日の予定に応じて、児童自身のタイミングで食べることができている。食席は固定ではなく、その時々により児童が自由に選んで座ることができる。
 ・起床後には、希望する児童と近隣を散策する時間を作っている。歩きながら児童や職員が相互理解を深めたり、近隣住民と関わる中で人間関係の持ち方を自然と学ぶ機会になっている。

●児童が自身の生活を作って楽しむことができるように、様々な仕掛けを工夫して取り組んでいる

・就寝時間以外は基本的に集団で活動しているが、戸建て住宅という環境の中ではメリハリのある日課の提供が難しいと認識している。そのため、近隣の散策やおやつの買い出しなどで外出する機会を、閉塞感の解消も兼ねて意識的に作っている。外出は基本的に希望者のみではあるが、可能な限りみんなで外出して楽しむことができるように取り組んでいる。
 ・外出する際には、外出用の上着と共に洒落なキャップやサングラスを着用して、身だしなみに意識を向ける工夫をしている。
 ・学習時間の時間割や学習内容、自由時間の過ごし方は、児童が職員と話しながらそれぞれに決めている。学習時間の中で編み物を希望する児童のために、外部の家庭教師の協力も得ながら対応している。

●集団活動の中で児童が自身の意見や要望を伝えることができる機会を提供している

・児童に対し、行事などの連絡や一時保護所からのお願いを伝える「朝の会」と「夜の会」を毎日開催している。その中で、児童からの要望や意見を聴いたり、話し合う時間も持っている。その中で、自由時間に配信動画等の閲覧に使用するタブレット機器を使用する順番や入浴する順番、他の児童や職員に対する要望や意見について話し合っている。
 ・あらたまった話合いの中だけではなく、日ごろの雑談の中からも児童の要望や意見を聴いている。屋外で秘密基地を作るなど自由に遊ぶ機会がないこともあり、一人の児童から要望のあった段ボールハウス作りを採用した。共有スペースにつくられた段ボールハウスは、日課の遂行に影響を与えるほどまでに児童の創意工夫と意欲をかきたてる体験となった。
 ・集団活動の話し合う場面では、全ての児童に対して要望や意見を聞くようにしている。その際に自身の意見や意向を伝えることが難しい児童の気持ちを把握して寄り添える技能の向上を、職員の課題としている。

評価項目 6－4－6

児童が楽しく安心して食事ができるようにしている

○×欄	標準項目	
○	1	食事の献立は、児童の状況や嗜好に応じて工夫している
○	2	食についての関心を深めるための取り組みを行っている
○	3	食物アレルギー等の対応は、主治医等の指示に従い、事故がないよう対応を行っている
○	4	食事が楽しい時間となるよう工夫している(食事時間や雰囲気など)

評価項目 6 の講評

●キッチンが児童の生活スペースに近接しており、献立に対する児童の意見を直接確認することができている

・一時保護所内の共有スペースに接したオープンキッチンで、完全調理による三食の提供を行っている。週3回、非常勤の調理員が調理のほか、献立に基づいた食材の調達を行っている。調理員の不在時は、職員が調理を代行している。
 ・献立に関する児童の意見や要望は、調理員も含めた職員が日々の生活場面で確認している。その内容を参考に、法人内の栄養士が月ごとの献立を作成している。
 ・食材の調達は主に、生活協同組合などで行っている。食物アレルギーや宗教上で禁止されている食材については、代替の食材で対応している。食物アレルギーに配慮して調理する際、通常食と除去食の作り分けがキッチンの都合で難しいことから、全員に除去食が提供されている。今後は、食物アレルギーの有無にかかわらず美味しく楽しめる献立を作るなど、課題を活かした工夫が期待される。

●食品の衛生管理やアレルギーへの対応などを行い、食の安全に取り組んでいる

・児童のアレルギーに関する情報は、入所時に担当の児童福祉司や児童自身から確認している。食物アレルギーがある際は、当保護所の調理員や法人の栄養士も含めて、全ての職員に周知している。
 ・献立作りに際しては、アレルゲンとなる食材に代えて代替の食材を使用している。
 ・食物や金属などのアレルギーをもつ児童には、専用の食器を使用して食事を提供している。
 ・食品や冷蔵庫などの衛生管理は、保護所の調理員が看護職と連携しながら行っている。冷蔵庫や冷凍庫の設定温度、食品の管理方法や注意点は、マニュアルの中で具体的に決められている。

●家庭的な雰囲気を提供できる環境の中で、食と楽しく接することができる

・一時保護所内の共有スペースに接したオープンキッチンで、三食の完全調理と提供を行っている。児童はできたての食事を食べることができるほか、調理の様子も知ることができる。
 ・通学の有無など児童によって1日の予定が異なることから、全員が一堂に会して食事をとることは少ない。食事の時間も一定ではなく、ある程度の幅を持たせている。その中で児童が自身の予定に合ったタイミングで食事をしている。食席も固定ではなく、その時の状況や気分で児童が選んでいる。
 ・食事中は、個人情報以外の私語は制限していないので、雑談を交えながら過ごすことができている。
 ・事業計画で年間行事の予定を立てた際、「料理教室」や「農業体験」といった案を上げていたが、現時点では実施できていない。

評価項目 6－4－7

児童の健康を維持するための支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	入所もない児童の健康状態(口腔ケア、視力等)に配慮し、健康維持のための支援を行っている
○	2	健康に関して、児童からの相談に応じ、必要に応じて児童本人や担当児童福祉司等に説明をしている
○	3	児童の服薬管理に誤りがないようチェック体制の強化のしくみを整えている
○	4	児童の体調に変化があったときには、速やかに対応できる体制を整えている
○	5	日頃から医療機関と連携を図り、健康管理に活かしている
○	6	看護師と連携し、児童に保健・衛生面について理解を促している(病気や怪我、薬物に関する知識や性についての知識を教育しているなど)

評価項目 7 の講評

●児童の入所前の情報を確認し、常勤の看護師が健康面の把握と管理を行っている

・看護師は非常勤2名を含めた3名体制となっているが、実質的に常勤1名が中心となって対応している。今後は、児童に対する健康教育や衛生教育、病気や性に関する教育も含め、より手厚く健康を管理・支援できる体制を目指したいと考えている。そのため現在、新たに複数名の看護師確保に向けて取り組んでいる。

・看護師は入所時の面接に同席して、児童の健康管理や支援につながる生活歴や病歴、アレルギーの有無の確認と把握を行っている。食物アレルギーの情報は献立を作成する法人の管理栄養士とも共有している。金属アレルギーや繊維アレルギーなどもあることから、児童に提供する文房具や衣類などもそれぞれの場合に応じて職員と共に対応している。

・事業所が戸建ての構造という事もあり、看護師が日常的に児童と直接関わる場面もあることから、臨機応変に健康面の変化や予防に関わることができている。

●服薬管理や緊急時の対応、日常的な健康把握など、常勤の看護師が必要に応じて職員にスーパーバイズしている

・感染症の予防や嘔吐時の対応、緊急時の対応など、児童の健康を管理・支援するために必要なマニュアルを用意している。

・常勤の看護師は、休日や夜間も含めて児童や職員の必要に際して対応できるようにしている。

・利用者調査では、けがや体調不良時への職員の対応に不満や意見があがっている。事業所としても、職員の健康面への対応技能に課題があることを認識している。その中で、日常的な児童の健康把握や衛生管理のポイントなど、健康面や衛生面に関する具体的な助言やスーパーバイズを常勤の看護師が職員に行っている。

・看護師は職員自身の健康相談にも対応しており、必要に応じた助言や指導を行っている。

・服薬管理は配薬から残薬の確認まで看護師が行っている。眠前薬の処方が多いことから、特に夜勤の職員との服薬実施の確認を重点としている。

●家庭復帰する児童への対応も含め、児童の健康・衛生管理に関する支援について担当の児童福祉司と連携している

・医療機関への通院や連絡、美容室の利用が必要な児童には、担当の児童福祉司に対応を依頼している。その際の受診結果については確認を行い、個別の書式に記録している。

・かぜ症状や頭痛など、一時的な不調については看護師の判断で市販薬も使用している。その際には、担当の児童福祉司にも連絡している。

・児童の健康状態や衛生面に入所前の生活環境が大きく影響していることから、退所後に家庭復帰する児童の生活環境の確認や支援の必要について担当の児童福祉司に伝えている。

評価項目 6－4－8

児童の精神面でのケアについてさまざまな取り組みを行っている

○×欄	標準項目	
○	1	児童が心の悩みや不安を相談できるよう工夫している
○	2	児童の抱える問題に応じて、心理的ケアが必要な場合は、関係職員・担当児童福祉司・担当児童心理司等と連携をとって、支援を行っている
○	3	一時保護所での生活における児童の行動上の問題について、関係のある児童も含めて対応している
○	4	児童が自分の課題に向き合えるよう、個別の状況に応じた支援を行っている

評価項目 8 の講評

●児童が心の悩みや不安を気兼ねなくいつでも職員へ相談できる体制づくりが期待される

・児童ごとに担当する職員は決めていない。全ての職員が全ての児童と信頼関係を構築し、児童が相手を選んで心の不安や悩みを相談することができるようにしたいと考えている。利用者調査では、職員が一对一で児童の話を傾聴していることを評価する意見が多く見られ、児童の個別対応への期待が強く感じられる。

・就寝時以外は外出時も含めて集団で過ごすことを基本としているため、個別に対応できる機会は限られている。

・児童の健康面や衛生面を管理する常勤の看護師は、児童との支援関係づくりを日常の中で行っている。集団ではなく個別に対応する中で、児童が職員には伝えにくい心の悩みや不安も相談できる存在となっている。

・利用者調査では、集団活動や日記の中で自身の不安や悩みを伝えることができない児童の存在もうかがえる。今後は定期的に児童の心の悩みや不安を確認するとともに、安心へつながる対応を提供できる体制作りが期待される。

●必要な心理ケアを日常的に提供できる支援体制作りが求められる

・当保護所に心理職は配置していないため、児童への心理ケアは担当の児童心理司が行っている。そのため、児童票などの情報に基づいて日々の生活を見守りながら、必要に応じて担当の児童福祉司や児童心理司へ児童の状況や変化の様子を伝えるようにしている。

・日常生活における児童への心理ケアについて、職員の対応技能に課題があることを認識している。また、心理面に課題のある児童が少なくない中で、日常の中で生じる問題に応じた、専門性に基づくケアの提供が難しい状況であることも認識している。生活場面での心理ケアを日常的に提供できる体制作りとして、心理職を常勤で配置する必要性を感じる。

●児童が心理的特性や課題と向き合うことができるように、安心できる環境作り及び支援体制が求められる

・児童が毎日取り組む日記については、児童が自身の一日を振り返り、自身を見つめるためのツールとして活用している。児童が日記に記述した内容や職員からのコメントは短文が多い。児童が一日をどのように感じ、思い、考えて過ごしたかのかを記述できるように職員がコメントを通して引き出すなど、児童が自身の課題や将来に向けて取り組むことへ繋げる活用が期待される。

・児童が集団の中で自分を見つめながら他者との付き合い方を学ぶことができるように、就寝時以外は共有スペースでみんなと過ごすことを基本としている。集団で過ごす時間がストレスとなる児童には個別に対応したいと考えている中で、利用者調査からはその実施が十分ではない状況もうかがえる。物理的・体制的に死角が生じやすい状況を理由に、児童の気持ちや安心よりも職員側の都合が優先されてしまうことが懸念される。個別に応じた日常的な心理ケアの必要性を、全ての職員が認識して支援に取り込む必要性を感じる。

評価項目 6－4－9

学習習慣や学力を維持するため、学習に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	基礎学力の向上・学習習慣獲得のための支援を行っている
○	2	児童の意欲・意思や能力に応じた学習教材を活用している
○	3	進路は、児童の意向や適性に応じて選択・決定できるよう、担当児童福祉司と連携して、支援を行っている
○	4	原則として、一時保護により通学できない状況にあっても、学習担当職員と福祉職員が連携を図り、児童が学習習慣を損なわないよう学習指導を行っている
○	5	義務教育終了児や受験をめざす児童等には特別のプログラムを実施している
○	6	個別に必要な時期・状況で、自立に向けての適切な支援を行っている

評価項目 9 の講評

●高校生以上の児童には、児童の学習権を保障するため、在籍する教育機関への通学を支援している

・児童がもつ教育を受ける権利の保障として、児童相談所（相談部門）の判断を受け、現時点では原則、高校生以上の児童に通学支援を提供している。児童の安全を確保しながら通学が継続できるように、通学先教育機関の協力も得て児童相談所と共に個別の支援体制を構築している。
・通学支援の開始に向けて児童とは、登下校時の経路確認、緊急時の連絡方法や対応を確認している。通学支援開始当初は担当の児童福祉司が登下校に付き添い、児童が単独で通学できる状況であることを確認している。

●通学できない児童には、平日の日中に通信教材を活用した学習機会を提供している

・通学できない児童には平日の日課に学習時間を設定して、学力の維持と向上を図る機会を提供している。学習時間は平日の午前中に45分授業を3コマ、午後40分授業を2コマ設定している。1日に1コマは室内で身体を動かす時間になっている。曜日ごとの時間割や学習の目標を定期的に確認する学習予定表は、児童に確認しながら個別に作成している。
・授業では、タブレット機器に設定された通信教材を使用している。通信教材は、小学校から高校までの国語・数学（小学校は算数）、小学校から中学校までの社会・理科、中学校から高校までの英語に対応している。通信教材は、タブレット画面に表示される指示に従って自習できる内容となっている。学習における不明点の確認、学習方法への助言を児童が得られるように、外部の家庭教師を配置している。

●既定の学習教材や決められた学習時間以外にも、児童の必要に応じた学習支援を提供している

・担当の児童福祉司を介しながら、在籍する学校と連携している。学校からプリント教材の提供を受けるなど、学年に応じた学習進度を確認しながら学業成績をはかる試験や受験に向けた支援を得ている。
・児童は近隣にある図書館へ職員と出向き、自身に合った学習教材として活用できる冊子や書籍を選んで借りることができる。
・就寝時以外は集団で活動していることから、学習時間内も共有スペースで一斉に対応している。児童が個室で学習することは制限している。児童が学習時間以外の学習機会を希望した際には、共有スペースでも集中して取り組めるように他の児童の協力も得ながら対応している。

評価項目 6－4－10

地域との連携をもとに児童の生活の幅を広げるための取り組みを行っている

○×欄	標準項目	
○	1	地域の情報を収集し、一時保護所における児童の生活が充実できるよう、それらを活用している
○	2	ボランティアの参加を呼びかける等、児童が職員以外の人と交流できる機会を確保している

評価項目 10 の講評

●当保護所の地縁や職員の個人的な繋がりを活用して、児童の潤いある生活作りに取り組んでいる

・住宅地での一時保護所の開設に際して地域の自治会長の助力を得ることができたこともあり、近隣地域の様々な情報を得て活用することができている。近隣商店街や自治会が主催するお祭りに参加して、児童は山車を曳いたりお神輿を担ぐ体験をした。ハロウィンの際には自治会会長宅を児童が訪問してお菓子をもらう体験もしている。日々のおやつのお買い出しも、児童とともに近隣の商店に赴いて購入している。

・職員の個人的な繋がりも活用して、日常では体験できない機会を児童に提供している。女子プロレス団体から招待を受け、都心にある競技施設で開催された試合を観戦した。その際は公共交通機関を使用して移動した。

・近隣にある他法人の児童養護施設と日頃から繋がりを持ち、児童養護施設が所有する体育館でレクリエーションなどを行っている。

●地縁や所在地の利点を活かす中で、児童が地域や社会での居心地よい生活を実感することができる環境を作っている

・地域の自治会長の協力もあり、施設に対する地域住民の理解を得ることができている。朝方に近隣を散策する時間があり、その際に顔見知りとなった地域住民もいる。

・近隣の商店街に児童も一緒に赴き、お菓子などの購入時にお店の方などと児童がふれあう機会をもっている。地域のお祭りに参加した際などには、児童に現金を渡して好きなものを自身で購入する機会もつくっている。

・当保護所は歴史ある住宅地の中に所在している。共有スペースの窓や屋上からは、近隣の住宅や周囲の街並みを見渡すことができる。目に優しい時間を過ごすとともに、今も地域や社会の中にいる事を児童が実感できる場所を作っている。

サブカテゴリー 5 個人の尊厳の尊重とプライバシーの保護

評価項目 6-5-1

サービスの実施にあたり、児童の権利を守り、個人の意思を尊重している

○×欄	標準項目	
○	1	児童の基本的人権について、日常生活の中でわかりやすく説明している
○	2	児童一人ひとりの思い(価値観も含む)や成育歴を踏まえて支援を行っている
○	3	児童の気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待、無視等が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に予防・再発防止を徹底している
○	4	虐待被害にあった児童の場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている
○	5	一時保護所内の児童間の暴力・いじめ等が行われることがないよう組織的に予防・再発防止を徹底している
○	6	児童の安全確保等のため、行動に一定の制限を行う必要がある場合は、組織的・計画的に実施し、定期的に検証を行っている

評価項目 6-5-2

児童のプライバシー保護を徹底している

○×欄	標準項目	
○	1	担当児童相談所と連携し、児童に関する情報(事項)を外部とやり取りする必要がある場合には、児童や保護者の同意を得るようにしている
○	2	居室への職員の出入り等、日常の支援の中で、児童のプライバシーに配慮した支援を行っている
○	3	児童の羞恥心に配慮した支援を行っている

サブカテゴリー 5 の講評

●児童の権利について具体的に説明するとともに、児童の希望にできるだけ沿った支援に取り組んでいる

・入所時に説明するパンフレットには、「権利と生活」の項目を作り、児童の権利に関する説明を行っている。その他、担当の児童福祉司が、「子どもの権利ノート」の紹介及び説明をしている。
 ・「権利と生活」が記されている記述は重要であり、例えば日記に貼り付けることや居間に掲示するなど、児童及び職員が目にしやすい提示方法を工夫してほしい。
 ・また、入所時に、個別の要望を聞き取り、それができない場合には、なぜできないのかという理由や支援の限界についても、児童が理解できる言葉で丁寧に説明するようにしている。

●児童の居室の活用を進め、児童が自律した生活が送れる支援を実施することに取り組んでほしい

・当保護所のスペースは限られているが、住宅改修を行い、全ての児童の個室化を実施している。
 ・児童居室は広くはないが、ベッドと机が置けるスペースがある。
 ・日中、通学する児童もあり、また、できるだけ職員との関わりを重視した支援を行っているため、居室は寝る場所として使われている様子が見られた。
 ・私物についても基本的には当保護所で預かっている。
 ・今後、専門性の高い支援実践ができれば、居室の活用方法にも幅が出ると思われる。また、私物の持ち込みや使用についても、児童の権利として更なる取組の可能性が出てくると感じる。
 ・その他、職員の不適切な支援をチェックする組織的な体制を作ることが必要である。

●児童集団の力動を考慮し、集団のバランス及びまとまりに焦点を当てた支援を実施している

・少人数の一時保護所という特性から、児童の構成により児童間の力動が大きく変わる。
 ・できるだけ、児童グループの関係性をよくしたいと、一緒に散歩に行く、夜カードゲームやボードゲームをする、一緒に外食に出かけるなどグループでの活動を積極的に取り入れている。
 ・そうした活動の中で、対人関係のバランスを取り、いじめや争いが起きないように職員は配慮している。
 ・一方、バランス重視の視点が強く、個別の要望に対応するための職員の関わりができていない様子が見られた。
 ・児童の個別支援にも取り組み、一人ひとりの支援プランの作成をしてほしい。

サブカテゴリー 6 事業所業務の標準化

評価項目 6-6-1

手引書等を整備し、一時保護所業務の標準化を図るための取り組みをしている

○×欄	標準項目	
○	1	手引書(基準書、手順書、マニュアル、タイムスケジュール等)で、一時保護所が提供している支援の基本事項や手順等を明確にしている
○	2	職員はわからないことが起きた際や業務点検の手段として、日常的に手引書等を活用している
○	3	提供しているサービスが定められた基本事項や手順に沿っているかどうかを点検している

評価項目 6-6-2

さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している

○×欄	標準項目	
○	1	打ち合わせや会議等の機会を通じて、支援内容や支援方法の手順等が職員全体に行き渡るようにしている
○	2	職員が一定レベルの知識や技術を学べるような機会を提供している
○	3	職員一人ひとりの支援内容や支援方法について、指導者が助言・指導している
○	4	職員は、わからないことが起きた際に、指導者や先輩等に相談し、助言を受けている
○	5	職員全体が、子どもの安全性に配慮した支援ができるようにしている

評価項目 6-6-3

サービスの向上を目指して、一時保護所の標準的な業務水準を見直す取組をしている

○×欄	標準項目	
○	1	提供している支援内容や支援方法の手順等は改変の時期や見直しの基準が定められている
○	2	提供している支援内容や支援方法の手順等の見直しにあたり、児童や職員、児童福祉司等からの意見や提案を反映するようにしている
○	3	職員一人ひとりが工夫・改善した支援内容や支援方法事例などをもとに、手順等の改善に取り組んでいる
○	4	支援内容や支援方法を見直す仕組みができていない(職員の会議・リーダー会・サービス向上委員会など)

サブカテゴリー 6 の講評

●業務に必要な手順書及びマニュアルを検討し、必要性の高いものから作成を進めてほしい

・グループホーム的な保護所であり、食事は毎日調理スタッフ及び職員が準備している。食事提供に関する、献立作成、衛生管理、食品の保管、調理手順などの手順書及びマニュアルを用意している。
 ・支援及び管理に関する手順については、必要に応じて作成しているところである。
 ・支援の中で重要と思われる入退所の手順や職員の業務分掌、様々なリスク管理マニュアル、日課及び個別支援に関する手順などは、早めに作成することが必要である。
 ・更に、手順の見直しや変更手順についても基準を作ることが必要である。

●日課表を児童の行動に合わせ変更すること及び個別支援に関するマニュアルの作成を期待する

・日課表を作り、児童の動きと職員の業務を確認している。
 ・児童の個性は当初想定していたより高く、集団というよりも個別の対応のニーズが高いことが分かった。また、入所児童の年齢により、児童の動きやグループの力動が変わることから、職員の動きを変更しなくてはならない状況がある。
 ・日課についても、児童の生活に応じて個別に作成する必要がある、児童の動きに対応した職員の動きを決める必要がある。更に、職員の動きについても、役割分担を明確化することが求められる。
 ・法人には、研修や支援システムに関するアドバイザーがいる。アドバイザーを積極的に活用し、職員の業務及び支援に関するマニュアルを作成することを期待する。

●業務標準化を進めるためにも定期的な会議の開催が必要であり、具体的な工夫を期待する

・常勤、非常勤を含め20名以上の職員が定員6名の児童を支援している。
 ・勤務形態が職員により違うこと、また、勤務日数も違うため、職員会議など多くの職員が参加できる会議及び研修が実施できていない。
 ・会議に全員参加できなくても、様々な形で議論を深めることはできると思われる。また、インターネット環境を活用した研修及び会議は開催できる可能性はある。
 ・現在スーパーバイザー的な職員は置いていない。現在、施設長が判断する役割を持っているが、指示命令系統が一方であり、職員の力を伸ばす上でも職員が相互支援できるシステムを作ることが必要である。
 ・また、リーダー的な職員の育成並びにリーダーの役割の明確化が必要である。

事業者が特に力を入れている取り組み①		
評価項目	6-4-6	児童が楽しく安心して食事ができるようにしている
タイトル①	●専任の調理員による臨機応変な食の提供と、児童が身近に食を意識できる環境を作っている	
内容①	・閑静な住宅街にある一戸建てを利用した当保護所には、児童が日中を過ごす共有スペースに面したオープンキッチンが備わっている。そこで、三食の完全調理を行い児童へ食事を提供している。 ・完全調理であることから、週三回勤務の調理員を配置している。調理員は、法人内の栄養士が作成した献立を基本に材料の購入から仕上げまで行っている。調理の過程で調理員が児童と直接関わることができる中で、児童からの意見を参考にアレンジした量を提供するなど、児童の日常的な食への意識を促す役割を担っている。 ・生きる上で重要な食について、調理から提供までの過程を日常的に目にし触れることができる環境である。日々様々な人たちに支えられて生きていることを、児童が実感できる役割も担っている。	

事業者が特に力を入れている取り組み②		
評価項目	6-4-9	学習習慣や学力を維持するため、学習に取り組んでいる
タイトル②	●児童の安全と安心を確保しながら、児童の通学する権利を保障している	
内容②	・児童が在籍する学校へ通学して授業を受けることを、大切な権利として認識している。その権利を中断することなく一時保護ができるように、通学支援を提供している。 ・通学の継続を保証することは学習意欲の維持向上だけではなく、一時保護を経ても切れ目なく児童が将来に向けて取り組むことへの支援と受け止め、きめ細やかな小規模ケアを可能とする当保護所の強みとして自覚して取り組んでいる。 ・実際の通学に際しては、登下校時に想定される様々なリスクに対し児童と確認しながら担当の児童福祉司の協力も得て、安心と安全の中で実施している。	

事業者が特に力を入れている取り組み③		
評価項目	6-4-10	地域との連携をもとに児童の生活の幅を広げるための取組を行っている
タイトル③	●一時保護中であっても地域に生活していることを実感でき、様々な社会体験や経験が得られるように取り組んでいる	
内容③	・小規模ケアに対応した体制の中で集団でも臨機応変に対応できることを活かし、意識的に児童が外出する機会を作っている。 ・朝の散策や近隣店舗への買い出しなど、児童の外出する機会は日常的に提供されている。近隣の体育館や図書館も不定期に利用している。地域を実感しながら児童が生活できる機会づくりを積極的に行っている。 ・近隣の自治会や商店街が主催するイベントにも、積極的に参加している。公共交通機関を使った外出も行っている。一時保護中であっても、様々な社会経験や体験を積極的に提供したいと考えて取り組んでいる。	

特に良いと思う点		
1	タイトル 内容	●児童を主役に置いた一時保護所を目指し、試行錯誤を繰り返しながら日々の支援に取り組んでいる ・今年度7月から東京都の委託を受け、運営を始めた民間委託の一時保護所である。一時保護所開所にあたっては、運営理念を達成できる物件を丁寧に探し、現在の建物にたどり着いた。 ・2世帯住宅を改修し、入所児童全員の個室を作り、リビングの備品なども、児童の活動に合わせて用意した。 ・開所までの期間は短かったが、スタッフ・ミーティングを繰り返し、運営方針及び児童への支援理念の確認を丁寧に行った。 ・児童に寄り添う関わりを行うことで保護される児童が少しでも安心できる環境を作るため、できるだけルールを少なくし、一時保護所の中で、児童がくつろげる環境を用意することを目指している。 ・児童の個性、地域との良好な関係を最大限に活用し、児童と共に「心地よい居場所」作りを目指し、試行錯誤を繰り返しながらより良い支援実践を進めている。
2	タイトル 内容	●アットホームな保護所を目指し、児童のみならず、職員も共に地域との関わりを増やし、共通の体験を通して、児童への理解を深めている ・当保護所の立ち上げにあたり、自ら地元自治会・自治会長との関係づくりを重ねて開設にこぎつけており、地域との関係性も含めて「アットホームな保護所」として、他所との差別化を進めている。こうした中で、地元のお祭りに参加する機会もあり、職員も児童も共に、地域の方たちとの関わりが増えている。 ・また、近隣の児童養護施設からの働きかけに応じ、心理トラウマケアなどの研修に参加し交流を深めることで職員にも良い影響をもたらしている。当該施設の設備が利用できるよう便宜が図られたことは、児童の活動の範囲を広げ、施設生活に触れる機会をもたらしており、安心感につながっていると推察される。 ・日常的に、職員も共に、朝の散歩や近隣の清掃を行うなど、地域に貢献する取組も意識的に行い、共通の体験を通して児童への理解を深めている。
3	タイトル 内容	●職員間で話し合って理念を決定し、しおりや掲示で当保護所の基本方針を明確にしている ・当保護所の理念は「心地よい居場所」を掲げ、アットホームな保護所を目指している。このことは職員用のしおりの冒頭にも記載しているほか、事務室にも掲示し、職員が児童支援を考える際の基本方針として明確に示している。 ・この理念は、開所に際して職員間で話し合い決定したものである。厳しい環境に置かれてきた児童が笑顔で安心して過ごせる場所にしたい、と考え決めた。 ・職員は、この理念の実践に向けて試行錯誤をしながら日々の支援に取り組んでいる。

更なる改善が望まれる点		
1	タイトル	●支援のシステム化に取り組み、各種マニュアル作成、アセスメントの実施、記録の充実に取り組むことが期待される
	内容	・開所したばかりの事業所であり、運営マニュアルや支援基準の設定、会議及び記録の整備に課題があると自覚している。 ・特に、入所から退所に至る一連の支援手順及びマニュアルは早急に準備する必要がある。 ・また、児童の包括的なアセスメントが求められる機関として、アセスメント項目及びアセスメント基準などの作成が必要である。東京都の一時保護所の実践から学び、当保護所の特性を活かしたアセスメントを実施することを期待する。 ・更に、上記の取組を行う上で基本となる記録の充実に取り組んでほしい。現在実施している記録の書式を定期的に見直し、内容を精査することで、より専門的な記録が取れると思われる。
2	タイトル	●専門性に基づく心理ケアを得ながら、児童が笑顔で心穏やかに過ごす中で自身を見つめて振り返ることのできる居場所作りが期待される
	内容	・当保護所には専任の心理職を配置していない。必要に応じて、担当の児童心理司に対応を依頼している。そのため、心理ケアにおいて、専門性に基づく即応的な判断を行うことが難しい環境にある。 ・入所児童には、心理面に特性を持ち、専門性に基づく心理ケアが日常的に必要な児童も少なくない。その中で、児童の生活に関わる職員の対応技能に、限界や課題があることを認識している。 ・事業計画に掲げた「児童一人ひとりが笑顔で心穏やかに自分のことを振り返ることができる居場所」作りに向けて、専任の心理職を配置するなど、児童が安心と安全を実感しながら生活できる環境作りへの新たな取組が期待される。
3	タイトル	●組織としての力を発揮できるよう、職員間の情報共有と話し合いの場としての会議の開催に向けて工夫を期待したい
	内容	・入所児童数に対して配置職員数が多い状況となっている。また、多様な働き方を大切にする法人の考えもあり、多数の非常勤職員が働いている。中には勤務日数や時間が少ない職員もあり、ローテーション勤務の職場でもあることから、全職員が一堂に会した会議を持つことが難しいと認識している。 ・職員間の情報共有は、主に経過記録や引継ぎノートといった書面により行っている。このほか、施設長は全職員との個別面談を行い、日常業務の中などで周知が必要な事項を職員に個別に伝えている。 ・多様な職員集団が一つのチームとして機能していくためには、当保護所の目指すところや具体的な支援の方法につき職員間で話し合いながら共通認識を高めていくプロセスが重要と考える。職員全員が一堂に会する会議の開催は難しくとも、例えばリーダー会議など小規模なグループでの情報共有の場を設ける、オンラインミーティングを活用するなど、と工夫の余地はある。検討を期待したい。